

よつくら通信

文責；いわき市立四倉小学校長 小川幸一

楽しい冬休みとなりますように

長い2学期(81日間)も明日で終わります。2学期には、音楽祭、修学旅行、見学学習、学習発表会、持久走記録会、外部団体主催の陸上競技大会等々、数多くの行事が行われました。また、各学年においても教科等の学習の中で交流会をしたり、外部の先生による学習会をしたり、たくさんの学年行事が行なわれました。さらに、今年の夏は例年にない暑さで熱中症の心配があったり、台風24号接近による繰下げ登校があったり、自然の猛威を改めて感じた時期でもありました。このように大変目まぐるしく様々なことがあった中でも、子どもたちがしっかりと学習や運動に取り組むことができたのは、ご家庭の協力があったることと感謝申し上げます。

さて、いよいよ22日から冬休みに入ります。冬休みには、クリスマスや大晦日、お正月などの楽しい会や伝統行事が行われます。プレゼントやお年玉などもいただくことができ、子ども達にとっては一番楽しい休みではないでしょうか。楽しい冬休みにするために、学校ではいろいろな生活面や学習面で指導してまいりました。生徒指導部から出されました冬休みのきまりをぜひご覧いただくとともに、重ねて、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 規則正しい生活をする | 「早寝・早起き・朝ご飯」 |
| 2 時間を決めて、計画的に学習する | 「2学期の総復習を」 |
| 3 読書を毎日する(できれば家族みんなで) | 「読書は心の栄養」 |
| 4 夢や目標について話し合う | 「新年の抱負をもって躍動する年に」 |
| 5 家族間でも挨拶は丁寧にする | 「礼儀は社会性の基本」 |

信じることを わすれちゃいけない
 かならず 朝は おとずれるから
 ぼくらの夢を なくしちゃいけない
 きつと いつかは かなうはずだよ
 はじめの一步 あしたに一步
 きょうから なにもかもが
 あたらしい
 はじめの一步 あしたに一步
 生まれかわって

はじめの一步

新沢としひこ

ここで一編の詩を紹介いたします。新沢としひこ氏による、「はじめの一步」という作品です。

この詩に書かれていることは、夢は必ず叶うということです。その夢は、「大きくなりたい」というぼんやりしたものでもかまわない。とにかくその夢を心に持ち続け、今やれることをやり始めることで夢への道がはっきりと見えてきて、開けていくということだと思えます。

お正月には、ぜひご家族で自分の夢についてみんなで話し合ってみてください。子ども達にとってもお父さんやお母さんの夢を知ることは刺激となり、自分もがんばろうと思うはずです。

来年は、猪年。ひたすら邁進し、飛躍できる年になるよう願っています。



～ 1月の行事予定 ～

8日(火) 3学期始業式 下校 11:00	17日(木) ～27日(日) 児童版画展 市立美術館
9日(水) 集金日(低) 発育測定(上学年)	19日(土) 土曜学習
10日(木) 集金日(中) 発育測定(下学年)	19日(土) 20日(日) いわき市児童造形展 ヲブ
11日(金) お弁当の日 集金日(高)	23日(水) 4年生防災教室
6年生こころの劇場	24日(木) 6年租税教室
13日(日) 14日(月) いわき市児童書写展 ヲブ	26日(土) 四倉町青少年意見発表会
15日(火) 5年放射線学習	

<心の相談員来校日>

9・16・21・23・28・30日

<学校司書来校日>

10・11・17・18・24・25・31日

福島県の全小学校におけるSNS・ネット利用の状況と家庭のルール・フィルタリングの実態

1学期に調査のご協力をいただきました調査結果についてこのほど福島県内全小学校の状況がまとまり、保護者の方々にお知らせすると共に、適切に利用できるようご協力をいただく旨の通知がありましたのでお知らせいたします。 (% ; 全児童数に対する割合)

- 児童回答では、平日に SNS を利用している児童は、約30%で、利用している児童の90%は、2時間未満の利用状況でした。しかし、少数ではありますが、3時間以上利用している児童が全体の1.6%ほどおりました。
- 休日における SNS の利用状況は、平日と同様の傾向にありますが、平日よりも SNS を利用する児童が若干増え、利用時間も増えています。特に、長時間(3時間以上)利用する児童は、倍増しています。
- ネット利用のルールを決めている家庭は約60%にすぎず、約40%の家庭ではルールが無いという実態が分かりました。さらに、保護者はルールを決めていると思っていなくても、児童がルールとしてしっかり認識していない家庭が約6%見られました。
- ルールの遵守傾向については、児童の約4人に1人が「あまりルールを守っていない」と回答しています。
- 子どもが使用している機器にフィルタリング機能を設定しているのは、約半数にとどまっています。フィルタリング機能を利用しない理由としては、「家族所有の機器を使わせているから」(62.0%)が最も多く、次に「フィルタリング機能やその設定の仕方を知らないから」(10.8%)となっています。

<ご家庭でぜひ確認していただきたいこと>

SNS を介したトラブルについての学校への調査では、県内の17.7%の小学校でトラブルを把握し、その対応を行っています。SNS 利用上のトラブルは、「SNS 上での言葉のトラブル」「SNS 上への画像等の個人情報掲載」「SNS を介して知り合った人との接触」などがありました。近年、SNS を介したトラブルは増加傾向にあり、かつ悪質化・巧妙化しています。また、長時間使用による生活の乱れも数多く報告されており、今後、『ネット依存症』になることも心配されています。

本年2月1日に施行された改正「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・携帯の利用を把握・管理して、教育するのは「保護者の責務」と定めています。以上のことから、ネットの危険から子どもたちを守り、安心して上手にネット端末を利用できるように、以下の内容を確認してください。

- ① ネット端末機器を購入する必要性、購入した目的を子どもと(再)確認する。
- ② 必ずフィルタリングをする。(設定の仕方が分からない場合は、各通信会社へお問い合わせください。無料で設定ができます。) **※青少年インターネット環境整備法：18歳未満には必ずフィルタリングする**
- ③ 利用する際の家庭内のルールを子どもと相談して決め、文章化しておく。決めたルールが守られているか定期的に話し合い、見直す。
- ④ インターネットの特性(情報モラル、セキュリティ、フィルタリング)や危険性を保護者が積極的に学び、子どもと確認する。
- ⑤ 子どもがどんな使い方をしているか確認する。(家の中だけでなく、外での使用も含めて)
- ⑥ 保護者自身が適切なインターネット利用を心掛け、手本となってよいマナーを学ばせる。
- ⑦ 困ったことが起きたときは、学校や下記の専門機関に相談する。

<相談機関>

- 警察庁相談ホットライン#9110
- 匿名通報ダイヤル(警察庁)0120-924-839 <http://www.tokumei24.jp/>
- 都道府県警察の少年相談窓口 <http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- 24時間子供 SOS ダイヤル(文部科学省)0120-0-78310
- 消費者ホットライン188

※お子さんをネット被害から守るために、よろしくお願ひします。